

1 現地の状況

- 所在地 川崎区殿町3丁目地先の多摩川河川敷
- 管理者 国土交通省京浜河川事務所
- これまでの安全対策
 - ①河川管理者である国において、シート及び土のうの敷設、囲いによる立入禁止措置、注意喚起の表示を実施
 - ②空間放射線量の定期的なモニタリング及び公表（月1回）
 ※囲い外は、本市の空間放射線量の目安（ $0.19\mu\text{Sv/h}$ ）以下を確保

2 これまでの経過

- 平成24年3月 現地発見
- 平成24年8月 国土交通大臣及び環境大臣あて市長名による要請文提出
- 平成24年10月 本市の考え方を国へ提案
- 平成24年11月 東日本大震災本部会議で本市の方向性を確認
「市民の安全・安心な生活環境を確保するため、国と連携し、本事業の抜本的な解決に向け取組みを進める。」
⇒暫定的かつ緊急的な措置として、本市が汚染土壌の除去及び暫定的な保管の実施。
- 平成24年12月 除去すべき面積及び土壌の量の調査
- 平成25年1月 国及び東京電力㈱あてに、保管場所の確保等について、改めて市長名により要請文提出

3 除染等の実施

- (1) 除染の基本的考え方
市民の安全・安心な生活環境を確保するため、暫定的かつ緊急的な措置として、安全を確保した上で、汚染土壌の除去（土壌を重機等で掘削し、地表面付近の空間放射線量を毎時0.19マイクロシーベルト以下まで低減）及び除去した土壌の暫定的な保管の実施。
- (2) 対象面積等
対象面積 約690㎡
除去土壌量 約140㎥ 【内訳】約20㎥（比較的放射線量の高い汚染土壌）
約120㎥（上記以外の汚染土壌）
※面積、土壌量については、精査中
- (3) 除去土壌保管場所
暫定的措置として、ごみ焼却灰等一時保管場所に保管し、最終的な取扱いについて、継続的に国等と協議を進める。
- (4) 安全対策
 - ・除去した土壌をフレコンに入れ、コンテナに収納し保管
 - ・比較的放射線量の高い汚染土壌は放射線遮へい容器に入れ、コンテナへ収納し保管
 - ・一時保管場所の空間放射線量について、継続的なモニタリング及びHPにて公表の実施
 - ・工事期間中は、サイクリングロード等の立入禁止措置の実施
- (5) 工事期間 3月4日～3月22日（準備工期間を含む土壌除去工事期間）

4 実施状況



除染等の実施について

